

令和元年 6 月 19 日

保護者の皆様

咲洲みなみ小中一貫校
校長 清原 良一

非常変災時の措置について

標題について、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

午前 7 時の時点、及び午前 7 時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

児童生徒が登校している場合や、始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合、児童生徒の自宅周辺や通学路の安全と保護者等の在宅を確認したうえで、次に掲げるルールにより児童生徒を下校させます。

- 小学校にあっては、保護者等への直接引き渡し又は教職員による引率のもとで下校させます。
- 中学校にあっては、下校時の注意事項を当該生徒に指導したうえで下校させます。

保護者等が在宅していない場合には、児童生徒を学校で待機させ、教育活動、学校給食その他の必要な措置を講じつつ保護します。

登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に共通理解を図っておいてください。

- ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- イ 所在する区のいずれかの地域において、河川氾濫の「警戒レベル 3 以上」(警戒レベル 3: 高齢者等は避難、警戒レベル 4: 全員避難、警戒レベル 5)の発令があった場合。
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度 5 弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合。
- エ 「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの(気象庁発表)が発表された場合。

- 臨時休業措置、下校措置としたときの対応

- 臨時休業が決定次第、ホームページでもご連絡いたします。

咲洲みなみ小中一貫校ホームページ

<http://swa.city-osaka.ed.jp/swas/index.php?id=j722636>

